

多治見市南姫財産区の事務に関する条例

別に条例の定めがあるものを除き、多治見市南姫財産区の事務については、多治見市の例による。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 多治見市南姫財産区の財産区管理会の財産区管理委員の公務災害補償に関する条例（昭和 43 年条例第 11 号）
 - (2) 多治見市南姫財産区情報公開条例（平成 17 年条例第 46 号）
 - (3) 多治見市南姫財産区個人情報保護条例（平成 17 年条例第 47 号）
- 3 施行日前に多治見市南姫財産区情報公開条例の規定により例によることとされた多治見市情報公開条例（平成 9 年条例第 22 号）第 9 条の規定による請求がされた場合における同条例に規定する公文書の公開並びに多治見市南姫財産区個人情報保護条例の規定により例によることとされた多治見市個人情報保護条例（平成 8 年条例第 25 号）第 13 条第 1 項、第 17 条若しくは第 19 条の 2 又は第 20 条の 2 第 1 項の規定による請求がされた場合における同条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。